

被災建築物応急危険度判定士 登録講習会開催のご案内



三重県では、発生確率が高まっている南海トラフ地震の発生によって甚大な被害が出ると予想されており、その対策が重要になっています。

この対策の一環として、平成7年度より被災建築物応急危険度判定士の登録制度を設け、令和2年3月末時点で1,859名の方の登録をいただいております。

この制度は、建築士、特定建築物調査員や1級建築施工管理技士の資格をお持ちの皆様、必要な講習会を受講のうえ被災建築物応急危険度判定士としてご登録いただき、地震災害発生時にはボランティアとして、現地で被災建築物の危険の程度を判定し、余震等による二次被害の防止を行うものです。新潟県中越地震、新潟県中越沖地震、熊本地震や大阪府北部地震の際には、本県からも判定活動に参加し、ご活躍いただきました。また、平成23年の東日本大震災では、延べ約9,000人の判定士が活動を行っています。

建築士の方や受講資格のあるすべての皆様に、応急危険度判定制度の趣旨をご理解いただき、当講習会を受講され、応急危険度判定士として、震災後の安全確保を図るため何卒ご協力賜りますようよろしくお願いいたします。

なお、今年度は、新型コロナウイルス感染症の流行状況を鑑み、その感染防止対策として書面開催することとしましたのでよろしくお願いいたします。

三重県県土整備部建築開発課長 杉野 健司

●講習会受講方法および定員

受 講 方 法	定 員
自宅等で講習会資料を自主的に習熟いただきます。	120名

※ 講習会資料は後日発送（令和3年1月下旬ころ郵送予定）いたします。

※ 過去に三重県被災建築物応急危険度判定士として、ご登録をされていた方は、再登録の際、改めて講習会を受講していただく必要はありません。再度、認定申請を行っていただければご登録をいただくことが可能となっております。

●講習内容（以下の内容は令和元年度のもです。）

時 間	内 容	講 師
12:30～13:00	受 付	三重県県土整備部 建築開発課長 三重県県土整備部 建築開発課 （一社）三重県建築士会 被災建築物応急危険度判定士 事 務 局
13:00～13:10	挨 拶	
13:10～13:35	応急危険度判定制度について	
13:35～14:05	応急危険度判定 共通事項について	
14:05～14:30	W造の応急危険度判定基準について	
休 憩		
14:45～15:05	S造の応急危険度判定基準について	
15:05～15:40	RC造の応急危険度判定基準について	事 務 局
15:40～16:30	受講修了証交付及び認定申請について	

◎受講料 無料 テキストは三重県で用意します。（現判定士の方には一部送付しないものもあります。）

●被災建築物応急危険度判定士の登録・認定証の発行について

この講習会を受講された方は「**三重県被災建築物応急危険度判定士**」として登録することができます。後日、「被災建築物応急危険度判定士認定証」を発行いたします。

なお本講習会は、建築士会継続能力開発（CPD）制度 **3単位** とします。

● 申込み資格

* 建築士試験に合格し、免許を申請中の方も申込みができます。申込書の建築士登録番号の欄には「申請中」とお書きください。

次のいずれかに該当する方

(すでに被災建築物応急危険度判定士資格をお持ちの方も、聴講していただけます)

- ① 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項の建築士 (一級・二級・木造建築士)*
- ② 建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第6条の5の特定建築物調査員
- ③ 建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の1級建築施工管理技士

● 申込み方法

申込書に必要事項を記入のうえ、郵送もしくはFAXにて申込みをしてください。また、申込みを県の建築開発課・住宅政策課のホームページe-すまい三重(<http://www.pref.mie.lg.jp/JUTAKU/HP/35471031055.htm>)もしくは右記QRコード)から行うこともできます。受付後、講習会資料を送付します。

(検索サイトで「三重県 応急危険度判定 登録講習会」と入力し、検索されると便利です。)



● 申込み期間

令和2年11月2日(月)～令和3年1月15日(金) 消印有効

● 問合せ・申込み先

一般社団法人 三重県建築士会

〒514-0003 津市桜橋2丁目 177-2

Tel.059-226-0109

Fax.059-225-4281

※県のホームページe-すまい三重(上記アドレス)から申込みすることもできます。

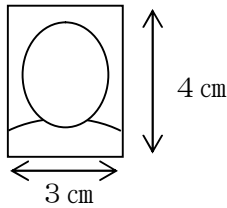
● 受講にあたっての注意事項

後日、以下を送付いただくので、事前に準備をお願いします。

- ① 建築士免許証、特定建築物調査員資格者証又は1級建築施工管理技士の技術検定合格証明書の写し

- ② 証明写真2枚(申請書及び認定証に使用します。)

写真は、縦4cm×横3cm、無帽、正面向き、上半身、カラー(2枚)



※被災建築物応急危険度判定士認定(更新)申請書は、運営から郵送させていただきます。

県のホームページ「e-すまい三重」(上記申込み方法と同アドレス)よりダウンロード可能な方は、そちらから作成いただいても構いません。

受講者には(一社)三重県建築士会の受講修了証を発行します。

※郵送またはFAXにて申込みをされる場合は、下記の申込書に必要事項を記入のうえ、申込みをしてください。

切り取り線

「被災建築物応急危険度判定士登録講習会」申込書

☐ 新規 ☐ 現判定士		No			
ふりがな		建築士会会員等			
氏名		会員支部名 ()		非会員	
大・昭・平 年 月 日生					
建築士資格登録番号	一級建築士 第 号	二級建築士 第 号	木造建築士 第 号	特定建築物調査員 第 号	1級建築施工管理技士 第 号
住所	〒 ー Tel () ー				
勤務先住所	〒 ー Tel () ー				
勤務先名称				講習会資料送付先	自宅 勤務先

※一級・二級等の免許が重複する方は、すべてお書きください。またご記入いただいた事項は、本講習会の運営のみに使用させていただきます。

被災建築物応急危険度判定とは

被災建築物応急危険度判定とは、地震で被災した建築物の余震による倒壊や落下物などから人的被害を防止するために、建築物の安全性を応急的に判定し、建築物の危険の程度を住民に情報提供するものです。

資格を持った判定士が被災した建築物を調査し、「危険」、「要注意」、「調査済」の3段階で判定します。判定活動は緊急を要するため、地震災害発生後速やかに実施されます。

被災建築物応急危険度判定士とは

被災建築物応急危険度判定士とは被災建築物応急危険度判定を行う資格を有する者をいい、建築士等の資格を持つ人を対象として、都道府県により認定されています。令和2年3月末時点で、三重県では1,859名の登録があり、全国では約10万8千人が判定士として登録されています。地震災害発生後の迅速な判定活動及び全国的な連携、協力体制に対応するため、今後登録者数の更なる増加が望まれています。

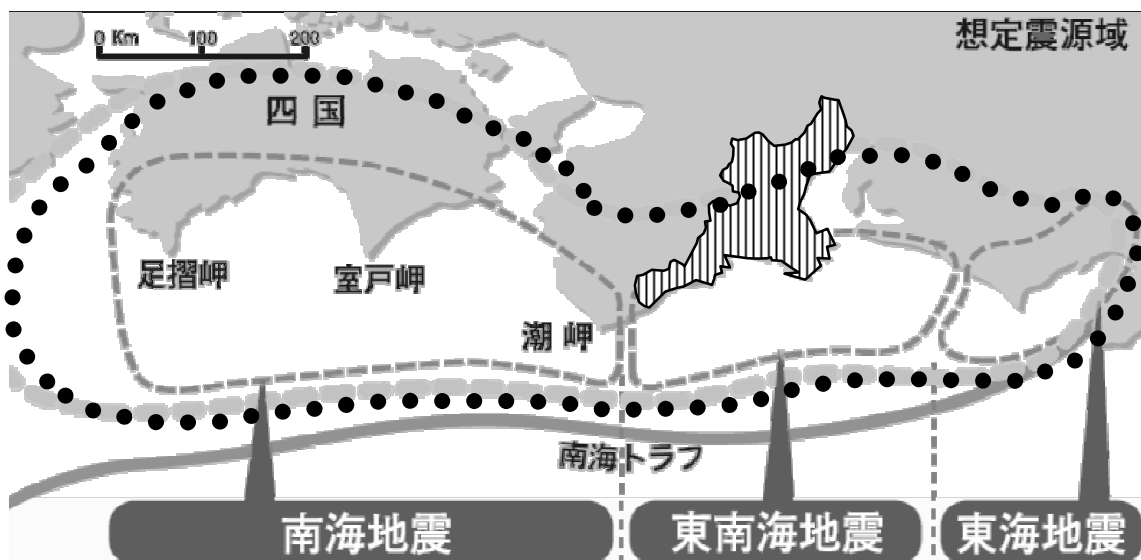
その活動状況は

被災市町の災害対策本部が、応急危険度判定の実施が必要であると判断したときに、判定活動が行われます。判定士は、県内市町より支援要請があったときはもちろん、他県から判定士派遣の応援要請があったときも、判定活動に参加していただくことがあります。平成28年4月14日、16日に発生した熊本地震では、本県から判定士24名が被災地へ赴き、判定活動を行いました。また、平成30年6月18日に発生した大阪府北部地震でも、本県から判定士8名が判定活動に参加しました。この活動はボランティアによるものですので、判定士の参集要請があった場合には、家族、勤務先の被災状況や体調などを考慮して、各自の意思で参加いただくこととなっています。

三重県の地震の状況

平成14年末に国の中央防災会議により発表された東南海・南海地震の被害想定を踏まえ、平成15年12月には三重県の全域が「東南海・南海地震に係る地震防災対策推進地域」に指定されました。それによると、地震の最大の揺れについては、県内全ての市町で6強以上、津波の高さについては、最大で11.7mが想定されています。地震の揺れや地盤液状化による建物の全壊は約18万棟、死者は最大で約1万人と想定され、県内にも甚大な被害をもたらすおそれがあります。

大規模地震の発生確率は、今後30年以内に、南海トラフ地震で約70～80%（出典：文部科学省地震調査研究推進本部）といわれており、地震に備えてできる限りの対策が必要となっています。



会場案内図

会場：県庁講堂棟 講堂

津市広明町13番地（津駅より徒歩約10分）

会場での講習は
行ないません



※お車でお越しのかたは、県庁大駐車場をご利用ください。

会場付近細図



車でお越しの方はこちらに駐車
してください。
※満車になることがあります
ので、ご注意ください。